

今後の廃棄物海洋投棄処分等のあり方について 中環審答申



12月18日(木)に開催された中央環境審議会地球環境部会(部会長:浅野直人福岡大学教授)第11回会合において、本年8月に環境大臣が諮問した「今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について」に関し、海洋環境専門委員会(委員長:清水誠東京大学名誉教授)報告書を基に審議が行われました。これを受けて、中央環境審議会委員会会長から環境大臣に対し、答申がなされました。

環境省では、本答申を踏まえ、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(いわゆる「ロンドン条約」)の改正議定書(96年議定書)の締結に向け、国内体制の整備を図っていくことにしています。

< 答申の概要 >

答申では、我が国が、世界有数の廃棄物海洋投棄国となっている事実等を明らかにした上で、今後の廃棄物等の海洋投入処分等の在り方について提言を行っています。提言のポイントは以下のとおりです。

基本的考え方

ロンドン条約は、廃棄物等の海洋投棄による海洋の汚染を防止することを目的とする条約であり、同条約の内容を改正・強化した96年議定書が、2004～2005年にも発効する見通しです。

我が国は、国際発効に遅れることなくロンドン条約96年議定書を締結することを目指し、早急に国内体制の整備を図る必要があります。

- 1) 廃火薬類等の海洋投入処分の中止
- 2) 海洋投入に係る許可制度の導入
- 3) 陸上に起因する廃棄物の洋上焼却の禁止

資料: 2003年12月22日付 環境省 報道発表資料

機器分析箇所 豎山 由美

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |